

令和元年11月29日
企業局総務課

宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格
等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号。以下「会計規程」という。）第108条第1項及び第233条の規定に基づき、宮崎県企業局が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務の契約に係る入札（世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもの及び企業局長が特に必要と認めるものに限る。）に参加する者に必要な資格その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (2) 測量業者 測量法（昭和24年法律第188号）第10条の3に規定する測量業者をいう。
- (3) 建設コンサルタント 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第19条第3号に規定する建設コンサルタントで建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。
- (4) 地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。
- (5) 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。
- (6) 建築設計業者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている者又は同法第2条第5項に規定する建築設備士若しくはその者を使用する者をいう。
- (7) 建設業者等 建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタント及び建築設計業者をいう。
- (8) 建設工事 法第2条第1項に規定する建設工事をいう。

- (9) 測量 測量法第3条に規定する測量をいう。
- (10) 建設コンサルタント業務 前払金保証事業法第19条第3号に規定する建設コンサルタントの業務をいう。
- (11) 地質調査業務 地質調査業者登録規程第2条第1項に規定する地質調査業をいう。
- (12) 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程第2条第1項に規定する補償コンサルタントの業務をいう。
- (13) 建築設計業務 建築士法第23条第1項に規定する設計等の業務又は同法第2条第7項に規定する設備設計に関する業務をいう。
- (14) 建設工事等 建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務をいう。

(入札参加者の資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 第2条第7号の建設業者等でない者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
 - ウ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及び地方法人特別税に係る徴収金に未納がある者
 - エ 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がある者
 - オ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項の適用事業所である者であって、健康保険若しくは厚生年金保険に未加入のもの又は知事が別に定める期間の健康保険料若しくは厚生年金保険料に未納があるもの
 - カ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する事業を行う者であって、雇用保険に未加入のもの又は知事が別に定める期間の雇用保険料に未納があるもの
 - キ 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年5月19日宮崎県告示第369号。以下「県要綱」という。）第11条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することにより入札参加資格の認定を取り消された者で、その取消しの日から2年経過後の直近の定期認定（県要綱第4条に規定する定期的入札参加資格の審査に係る認定をいう。）の日の属する年の3月31日を経過しないもの
- (2) 建設工事にあつては企業局長が別に定める審査基準日を対象とする法第27

条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けた者であること。

(入札参加資格審査の実施)

第4条 入札参加資格の審査は、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年企業局企業管理規程第9号)第2条第5号に規定する特定調達契約の締結が見込まれるとき、又は企業局長が特に必要と認めるときに行うものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第5条 前条の審査を受けようとする者は、企業局長が別に定める入札参加資格申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を企業局長に提出しなければならない。

(申請書の提出期間)

第6条 前条の規定による申請書等の提出は、企業局長が別に定める期間中に行わなければならない。

(入札参加資格審査及び名簿登載)

第7条 企業局長は、第5条の規定により申請書等の提出を受けたときは、第13条に規定する審査会の審査を経て、入札参加資格を認定するものとする。

2 別表に掲げる建設工事(第4条に規定する特定調達契約の締結が見込まれるものを除く。)に係る入札参加資格の認定に当たっては、建設工事の種類ごとに、発注の標準となる建設工事の金額の区分に対応して定める同表に掲げる等級区分に応じた格付を行うものとし、その方法については別に定める。

3 企業局長は、第1項の規定により入札参加資格の認定をし、又はしなかったときは、速やかにその旨(前項に規定する格付を行った場合にあつては当該格付を含む。)を本人に通知するものとする。

4 企業局長は、第1項の規定により入札参加資格の認定をした者(以下「有資格業者」という。)については、その商号又は名称及び代表者又は個人の氏名を工事等毎に定める企業局建設業者等有資格業者名簿(以下「局名簿」という。)に登載するものとする。

5 県要綱第7条第4項に規定する建設業者等有資格者名簿に登載された者は、局名簿に登載された者とみなす。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 前条第1項の規定により認定された入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格が認定された日から工事等の契約日までとする。

(変更等の届出)

第9条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を企業局長に届け出なければならない。

- (1) 主たる営業所の所在地、商号若しくは名称又は氏名（法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名）に変更があつたとき。
- (2) 業務の一部若しくは全部を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 県内に営業所（主たる営業所を除く。以下この号において同じ。）を設置し、県内の営業所を廃止し、又は県内の営業所の所在地を変更したとき。

2 知事許可業者（「宮崎県知事の許可を受けた建設業者」をいう。）又は大臣本店許可業者（「国土交通大臣の許可を受けた建設業者で県内に本店を有する者」をいう。）が法第11条第1項、第3項若しくは第5項の規定による変更等の届出又は法第12条の規定による廃業等の届出を行ったときは、前項の規定による届出を行ったものとみなす。

(入札参加資格停止)

第10条 有資格業者の入札参加資格停止（企業局長が入札への参加資格を停止することをいう。）に関する取扱いについては、県要綱第10条の規定の例による。

(資格の取消し)

第11条 企業局長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する審査会の審査を経て、入札参加資格の認定を取り消すものとする。ただし、第3条第1号アに該当するに至ったときは、審査会の審査を要しない。

- (1) 第3条第1号ア又はイに該当するに至ったとき。
- (2) 虚偽又は不正な方法により入札参加資格の認定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 役員等（有資格者が個人である場合にはその者を、有資格者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

2 企業局長は、前項の規定により入札参加資格の認定を取り消したときは、その旨を本人に通知するものとする。ただし、第3条第1号アに該当するに至ったときは、こ

の限りでない。

(共同企業体の取扱い)

第12条 共同企業体の入札参加資格に関する取扱いについては、別に定めるところによる。

(入札参加資格審査会)

第13条 次に掲げる事項の審査は、企業局入札参加資格審査要領(昭和56年6月20日施行)に定める入札参加資格審査会において実施するものとする。

- (1) 第7条第1項に規定する資格の認定
- (2) 第11条第1項に規定する資格の取消し(第3条第1号アに該当する場合を除く。)
- (3) その他企業局長が特に必要と認める事項

2 審査会の会議は、公開しない。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

別表(第7条関係)

建設工事の種類 及び金額 等級区分	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事 及び管工事
	特A級	7,000万円以上	1億円以上	
A級	3,000万円以上 7,000万円未満	4,000万円以上 1億円未満	1,200万円以上	1,200万円以上
B級	1,500万円以上 3,000万円未満	1,500万円以上 4,000万円未満	400万円以上 1,200万円未満	500万円以上 1,200万円未満
C級	1,500万円未満	1,500万円未満	400万円未満	500万円未満